

西東京市スポーツ推進計画検討委員会 計画構成の変更（案）について

計画の構成の変更にあたって、以下のとおり要点を整理しています。

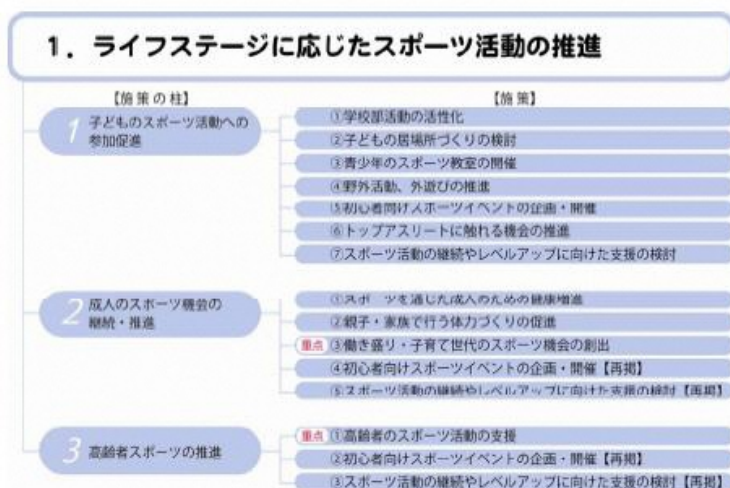
	項目	現行計画	変更案
1	施策の全体像を示す図	全体像を示す図はない※1	全体像を示す図を新たに作成する (P.3 参照)
2	基本理念	「スポーツ・レジリエンス・シティ・西東京」	・項目は踏襲する。 ※内容は今後議論する
3	基本方針	・3つある。「スポーツによる市民力の向上」 「スポーツによる地域力の向上」「市民と地域を支えるスポーツ環境の向上」	・項目は踏襲する。 ・現行計画の基本方針と基本目標を統合する ※内容は今後議論する
4	基本目標	・2つある。「市民のスポーツライフの充実」 「スポーツを通じた地域の活性化」	・基本方針と統合する(現行の基本目標はなくなる)
5	指標	・基本目標に対して設定されている	・基本方針に対応して設定する ※内容は今後議論する
6	施策体系※2	・4つある。「1 ライフステージに応じたスポーツ活動の推進」「2 だれもが取り組める身体活動の推進」「3 生活の中にあるスポーツの実践」「4 市民それぞれのスポーツ実践を支える環境づくり」	・新たに基本目標として整理する(「施策体系」という項目はなくなる) ※内容は今後議論する
7	施策の柱	・施策体系に対応して3～4つ設定されている。	・新たな基本目標に対応して設定する ※内容は今後議論する
8	施策	・施策の柱に対応して整理している	・施策の柱に対応して整理する ※内容は今後議論する

※1 現行計画の構成（現行計画 P.25）

<計画の基本的な考え方>



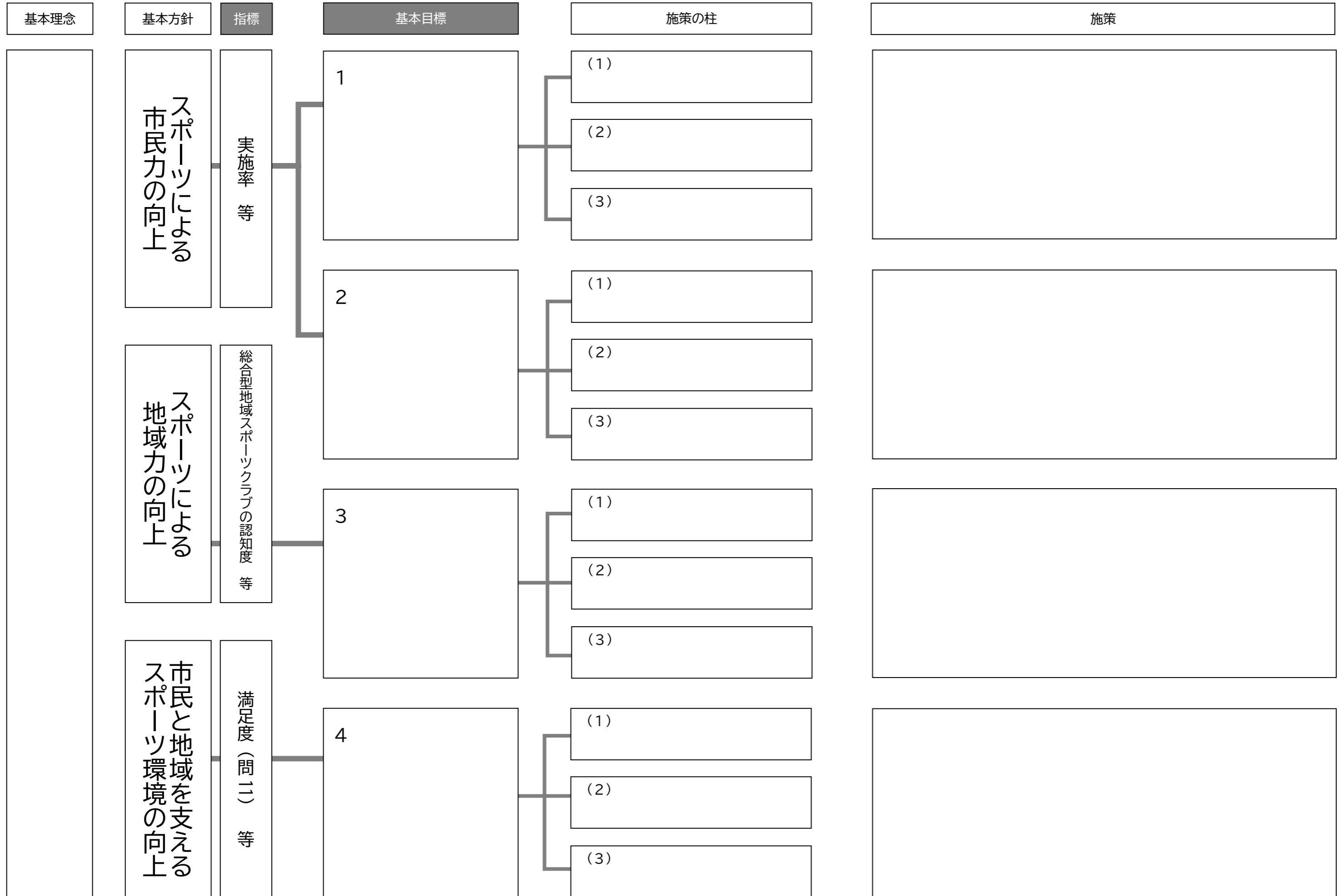
※2 現行計画の施策体系1（現行計画 P.27）



現行計画の構成



次期計画構成案（イメージ）



スポーツに関連する国、東京都の動向

【国】 第3期スポーツ基本計画

第2期スポーツ基本計画の総括

① 新型コロナウイルス感染症:

- ▶ 感染拡大により、スポーツ活動が制限

② 東京オリンピック・パラリンピック競技大会:

- ▶ 1年延期後、原則無観客の中で開催

③ その他社会状況の変化:

- ▶ 人口減少・高齢化の進行
- ▶ 地域間格差の広がり
- ▶ DXなど急速な技術革新
- ▶ ライフスタイルの変化
- ▶ 持続可能な社会や共生社会への移行

こうした出来事等を通じて、改めて確認された

- ・「楽しさ」「喜び」「自発性」に基づき行われる本質的な『スポーツそのものが有する価値』(Well-being)
- ・スポーツを通じた地域活性化、健康増進による健康長寿社会の実現、経済発展、国際理解の促進など『スポーツが社会活性化等に寄与する価値』を更に高めるべく、第3期計画では次に掲げる施策を展開

1. 東京オリ・パラ大会のスポーツ・レガシーの継承・発展に資する重点施策

2. スポーツの価値を高めるための第3期計画の新たな「3つの視点」を支える施策

スポーツを「つくる/はぐくむ」	スポーツで「あつまり、ともに、つながる」	スポーツに「誰もがアクセスできる」
社会の変化や状況に応じて、既存の仕組みにとらわれずに柔軟に見直し、最適な手法・ルールを考えて作り出す。 ◆ 柔軟・適切な手法や仕組みの導入等を通じた、多様な主体が参加できるスポーツの機会創出 ◆ スポーツに取り組む者の自主性・自律性を促す指導ができる質の高いスポーツ指導者の育成 ◆ デジタル技術を活用した新たなスポーツ機会や、新たなビジネスモデルの創出などDXを推進	様々な立場・背景・特性を有した人・組織があつまり、ともに課題に対応し、つながりを感じてスポーツを行う。 ◆ 施設・設備整備、プログラム提供、啓発活動により誰もが一緒にスポーツの価値を享受できる、スポーツを通じた共生社会の実現 ◆ スポーツ団体のガバナンス・経営力強化、関係団体等の連携・協力による我が国のスポーツ体制の強化 ◆ スポーツ分野の国際協力や魅力の発信	性別や年齢、障害、経済・地域事情等の違い等によって、スポーツの取組に差が生じない社会を実現し、機運を醸成。 ◆ 住民誰もが気軽にスポーツに親しめる「場づくり」等の機会の提供 ◆ 居住地域にかかわらず、全国のアスリートがスポーツ医・科学等の支援を受けられるよう地域機関の連携強化 ◆ 本人が望まない理由でスポーツを途中で諦めることがない継続的なアクセスの確保

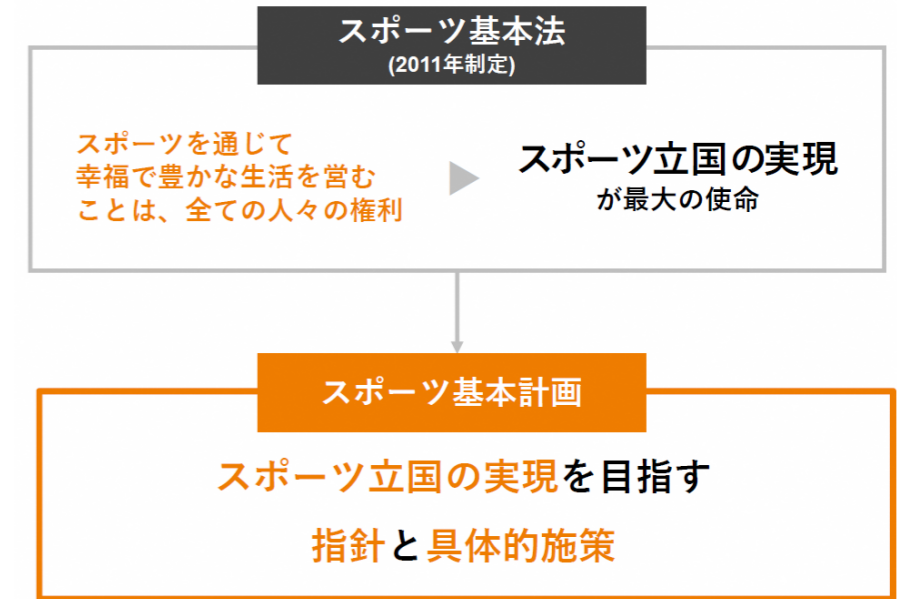
3. 今後5年間に総合的かつ計画的に取り組む12の施策

『感動していただけるスポーツ界』の実現に向けた目標設定

全ての人々が自発的にスポーツに取り組むことで自己実現を図り、スポーツの力で、前向きで活力ある社会と、絆の強い社会を目指す

国民のスポーツ実施率を向上 ✓ 成人の週1回以上のスポーツ実施率を7.0% (障害者は4.0%) ✓ 1年に一度以上スポーツを実施する成人の割合を10.0%に近づける (障害者は7.0%を目指す)	生涯にわたって運動・スポーツを継続したい子供の増加 (児童86%⇒90%、生徒82%⇒90%) 子供の体力の向上 (新体力テストの総合評価C以上の児童68%⇒80%、生徒75%⇒85%)	誰もがスポーツに参画でき、共に活動できる社会を実現 ✓ 体育授業への参加を希望する障害のある児童生徒の見学ゼロを目指した学習プログラム開発 ✓ スポーツ団体の女性理事の役割を40%
オリンピック・パラリンピック等の国際競技大会で、過去最高水準の金メダル数、総メダル数、入賞者数、メダル獲得競技数等の実現	スポーツを通じて活力ある社会を実現 ✓ スポーツ市場規模15兆円の達成 (2025年まで) ✓ スポーツ・健康まちづくりに取り組む地方公共団体の割合15.6%⇒40%	スポーツを通じて世界とつながる ✓ ポストSFT事業を通じて世界中の国々の700万人の人々への裨益を目標に事業を推進 ✓ 国際競技連盟 (IF) 等役員数37人規模の維持・拡大

スポーツ基本計画とは？



【都】 東京都スポーツ推進総合計画

■3つの政策目標

1. スポーツを通じた健康長寿の達成
2. スポーツを通じた共生社会の実現
3. スポーツを通じた地域・経済の活性化

■3つの視点と30の政策指針

3つの政策目標の実現に向けては、「する・みる・支える」の3つの視点から課題を整理し、30の政策指針により具体的な取組を明らかにしています。

■9つの達成目標

それぞれの政策目標において進捗状況を的確に把握するために合計9つの達成指標を掲げます。

■基本理念

「スポーツの力で東京の未来を創る」

都民のスポーツ実施率 70%を達成し、誰もが、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツを楽しみ、スポーツの力で人と都市が活性化する「スポーツ都市東京」を実現します。

政策目標	達成指標	達成指標			政策指針		
		現状	2020年	2024年度	するスポーツ	みるスポーツ	支えるスポーツ
01 ▶ スポーツを通じた健康長寿の達成 政策イメージ: 都民の誰もが、気軽にスポーツに親しむことによって、心身の健康が維持・増進し、いきいきと生活しています。	1年間にスポーツを実施しなかった都民 (18歳以上) の割合	15.0%	7.5%	7.5%を維持	01 スポーツをすることへの関心喚起 02 スポーツを始める機会の創出 03 スポーツを身近でできる場の確保 04 成長段階にある児童・生徒の体力向上 05 競技力向上の取組を通じたスポーツ実施の推進	06 スポーツをみることの魅力発信 07 スポーツをみる機会の創出	08 スポーツを支える人材の育成 09 スポーツによる事故防止等の推進 10 スポーツを支える都民の顕彰等
	スポーツが「嫌い」「やや嫌い」と回答する中学2年生の割合	男子 11.8% 女子 21.8%	-	男子 5% 女子 10%			
	1年間にスポーツを支える活動 ^{※1} を行った都民 (18歳以上) の割合	13.1%	20%	20%を維持			
02 ▶ スポーツを通じた共生社会の実現 政策イメージ: 障害の有無や年齢、性別、国籍等を問わず、全ての人々が分け隔てなくスポーツを楽しみ、互いを理解・尊重しながら共生しています。	障害のある都民 (18歳以上) のスポーツ実施率	19.2% (全国数値)	-	40% ^{※3}	11 誰もが楽しめるスポーツへの理解促進 12 障害の有無に関わらないスポーツ振興 13 幼児・子供のスポーツ振興 14 高齢者のスポーツ振興 15 性別に関わらないスポーツ振興	16 障害者スポーツの更なる魅力発信 17 誰もが気軽に観戦できるスポーツ環境の整備	18 多様なスポーツの振興に向けた人材の育成 19 多様なスポーツを支える基盤づくり 20 スポーツを通じた被災地支援
	20~30歳代女性 (都民) のスポーツ実施率	42.0%	50%	55%			
	60歳以上の都民のスポーツ実施率	65.5%	75%	75%を維持			
03 ▶ スポーツを通じた地域・経済の活性化 政策イメージ: 都民が様々なスポーツを日常的に楽しむとともに、企業・地域団体等もスポーツの楽しさを実感できるサービス等を提供し、地域や経済が活性化しています。	1年間にスポーツを直接観戦した都民 (18歳以上) の割合	39.3%	50%	50%を維持	21 スポーツクラスターを核とした地域の活性化 22 官民連携によるスポーツ気運の醸成 23 東京を活性化させるスポーツイベント等の展開 24 地域におけるスポーツ活動の推進	25 スポーツ観戦の魅力発信 26 アスリートの活躍を通じたスポーツ気運の醸成 27 スポーツ施設における観客の満足度向上	28 スポーツに関する技術開発・市場開拓への支援 29 地域や経済の活性化に寄与した団体等の顕彰 30 スポーツを通じた国際交流
	東京2020大会に出場する都が発掘・育成・強化したアスリート数	-	オリンピック 100人 パラリンピック 25人 (成果等を踏まえ検討)				
	都内のスポーツ市場規模 (スポーツGDP)	0.57兆円	1.04兆円	1.46兆円			

※1: スポーツを支える活動: スポーツの指導やスポーツボランティアの実施、子供のスポーツの見守り等、スポーツを行う人々を支援する活動を言います。 ※2: 全国数値は20歳以上 ※3: 平成33 (2021) 年までの達成を目標とします。

2020年までに都民 (18歳以上) のスポーツ実施率 **70%** を達成 (2020年以降はこれを維持)

文部科学省 障害者活躍推進プラン（平成31年4月）（抜粋）

障害のある人のスポーツ活動を支援する ～障害者のスポーツ活動推進プラン～

趣旨

- ◆「共生社会」の実現に向けた取組を加速し、より積極的に障害者の活躍の場の拡大を図るため、平成31年1月に浮島文部科学副大臣のもとに省内の関係課で構成される「障害者活躍推進チーム」を設置。
- ◆学校教育、生涯学習、スポーツ、文化芸術の各分野において、より重点的に進めるべき6つの政策プランを打ち出し、障害者が個性や能力を生かして我が国の未来を切り開くための施策を横断的・総合的に推進。

現状

- 「第2期スポーツ基本計画」(平成29年3月24日 文部科学大臣決定)では、2021年度までに障害者(成人)の週1回以上のスポーツ実施率を40%程度(若年層(7~19歳)は50%程度)とすることを目標に掲げている。
- 平成29年度の障害者(成人)の週1回以上のスポーツ実施率は20.8%(7~19歳は29.6%)であり、平成27年度(成人は19.2%、7~19歳は31.5%)と比較して、成人は微増、7~19歳の若年層は微減となっている。
- 運動部活動・クラブがある特別支援学校は高等部でも約6割であり、また総合型地域スポーツクラブにおいて障害者の受入があるクラブが約4割にとどまるなど、障害のある人々のスポーツ実施環境は十分ではない。現在、各地域においてスポーツ、福祉、医療等の関係者間の連携を進めるとともに、特別支援学校等の身近な施設を地域の障害者スポーツの拠点とする取組等を実施しているが、さらに取組を加速させるべき状況にある。
- また、障害のある児童生徒は、特別支援学校に限らず小・中・高等学校にも在籍しているが、小・中・高等学校において、その後のスポーツ生活の土台となるべき体育の授業や関係行事等の一部・全部に参加できず、又は他の児童生徒と同様の指導を受けられなかったという経験をもつ障害児は少なくない。
- 障害のある人がスポーツを試しにやってみようとするときや、やり方や道具に工夫を加えた指導等を受けようとするときには、そのような工夫に知見を有する指導者や、スポーツ車いす等の個人用具を含めたスポーツ用具の準備・調整が必要となるが、それらがそろっている環境が乏しいことが、スポーツ実施の障壁の一つとなっている状況もある。
- さらに、障害のある人がスポーツを「みる」機会についても、スポーツイベントにおいて座席指定ができないなど不利な環境に置かれる場合があるとされており、障害者の観戦のしやすさの向上を図る必要がある。

具体的対策（2019年度中を想定）

- ①小・中・高等学校に在籍する障害のある児童生徒のスポーツ実施環境の整備
＜大学における障害者スポーツの指導者育成のカリキュラム導入の推進等＞
- ②障害のある人がスポーツを実施するための拠点の整備
＜スポーツを試すために必要な要素をそろえた普及拠点の見える化＞
- ③スポーツイベントにおける障害者の観戦のしやすさの向上
＜会場づくりや運営方法について好事例を収集＞

運動部活動の地域移行に関する検討会議提言の概要（抜粋）

運動部活動の地域移行に関する検討会議提言の概要

※公立中学校等における運動部活動を対象



運動部活動の意義と課題

○生徒のスポーツに親しむ機会を確保。自主的・主体的な参加による活動を通じ、責任感・連帯感を涵養、自主性の育成にも寄与。

○人間関係の構築、自己肯定感の向上、問題行動の抑制。信頼感・一体感の醸成。

課題

○近年、特に持続可能性という面で厳しさを増しており、中学生徒数の減少が加速化するなど深刻な少子化が進行。＜生徒数：昭和61年589万人→令和3年296万人に半減、出生数：令和3年84万人＞

○競技経験のない教師が指導せざるを得なかったり、休日も含めた運動部活動の指導が求められたりするなど、教師にとって大きな業務負担。＜土日の部活動指導：平成18年度1時間6分→平成28年度2時間9分に倍増＞

○地域では、スポーツ団体や指導者等と学校との連携・協働が十分ではない。

これまでの対応

- 運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（平成30年3月）：学校と地域が協働・融合した形で地域におけるスポーツ環境整備を進める
- 学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について（令和2年9月）：令和5年度以降、休日の部活動の段階的な地域移行を図る
- 中教審や国会等：「部活動を学校単位から地域単位の取組とする」旨指摘

目指す

- 少子化の中でも、将来にわたり我が国の子供たちがスポーツに継続して親しむことができる機会を確保。このことは、学校の働き方改革を推進し、学校教育の質も向上。
- スポーツは、自発的な参画を通して「楽しさ」「喜び」を感じることに本質。自己実現、活力ある社会と絆の強い社会創り。部活動の意義の継承・発展、新しい価値の創出。
- 地域の持続可能で多様なスポーツ環境を一体的に整備し、子供たちの多様な体験機会を確保。（スポーツ団体等の組織化、指導者や施設の確保、複数種目等の活動も提供）

改革の方向性

- まずは、休日の運動部活動から段階的に地域移行していくことを基本とする
- 目標時期：令和5年度の開始から3年後の令和7年度末を目標
（合意形成や条件整備等のために時間を要する場合にも、地域の実情等に応じ可能な限り早期の実現を目指す）
- 平日の運動部活動の地域移行は、できるところから取り組むことが考えられ、地域の実情に応じた休日の地域移行の進捗状況等を検証し、更なる改革を推進
- 地域におけるスポーツ機会の確保、生徒の多様なニーズに合った活動機会の充実等にも着実に取り組む
- 地域のスポーツ団体等と学校との連携・協働の推進
※改革を推進するための「選択肢」を示し、「複数の道筋」があることや、「多様な方法」があることを強く意識

課題への対応

新たなスポーツ環境	地域の実情に応じ、多様なスポーツ団体等が実施主体・特定種目だけでなく、生徒の状況に適した機会を確保	大会	大会主催者に対し、地域のスポーツ団体等の参加も認めるよう要請 ・地域のスポーツ団体等も参加できる大会に対して支援
スポーツ団体等	先進的に取り組んでいる事例をまとめ提供 ・必要な予算の確保やtooto助成を含む多様な財源確保の検討	会費や保険	困難する家庭へのスポーツに係る費用の支援方策の検討 ・スポーツ安全保険が、災害共済給付と同程度の補償となるよう要請
スポーツ指導者	指導者資格の取得や研修の実施の促進 ・部活動指導員の活用、教師等の兼職兼業、人材バンク ・指導者の確保のための支援方策の検討	学習指導要領等	部活動の課題や留意事項等について通知、学習指導要領解説の見直し、次期改訂時の見直しに向けた検討 ・部活動等から伺える個性や意欲・能力を入試全体を通じ多面的に評価 ・教師の採用で部活動指導の能力等を過度に評価していれば、見直す
スポーツ施設	学校体育施設活用に係る協議会の設置、ルールの策定 ・スポーツ団体等に管理を委託		

※国立の中学校等でも、学校等の実情に応じて積極的に取り組むことが望ましい。
※公立及び国立の高等学校等については、義務教育を修了し進路選択した高校生等が自らの意思で選択している実態等があるが、各学校の実情に応じて改善に取り組むことが望ましい。
※私立学校でも、学校等の実情に応じて適切な指導体制の構築に取り組むことが望ましい。

地域における新たなスポーツ環境の在り方とその構築方法等（第2章）

参加者	全ての希望する生徒を想定。
実施主体	地域の実情に応じて、実施主体として多様なスポーツ団体等（総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団、クラブチーム、プロスポーツチーム、民間事業者、フィットネスクラブ、大学等）を想定しながら対応。学校関係の組織・団体（地域学校協働本部や保護者会等）も想定。
活動内容	特定の運動種目に専念する活動だけでなく、休日等におけるスポーツ体験教室や体験型キャンプ、レクリエーション活動、複数の運動種目を体験できる活動、障害の有無に関わらず誰もが参加できる活動など、生徒の状況に適した機会を確保。適切な活動日数や活動時間とする。
活動場所	既存のスポーツ団体の施設や公共の運動施設の他、地域の中学校をはじめ学校の体育施設なども積極的に活用。
構築方法等	まずは休日について着実に進めた上で、次のステップとして平日に取り組むことを基本とする。地域の実情等に応じて平日と休日を一体として構築するなどあり得る。市町村において、地域スポーツ担当部署や学校の設置・管理運営を担う担当部署、地域スポーツ団体、学校等の関係者からなる協議会を設置し、活動の実施主体やスケジュールなどを検討し実行。＜令和4年度から令和6年度の取組を例示＞

具体的課題への対応

- スポーツ団体等の整備充実(第3章)
- スポーツ指導者の質・量の確保方策(第4章)
- スポーツ施設の確保方策(第5章)
- 大会の在り方(第6章)
- 会費の在り方(第7章)
- 保険の在り方(第8章)
- 関連諸制度等の在り方(第9章)

基本目標の検討の流れ（イメージ）

（１）国や都等の動向

【国】

- ・新型コロナウイルス感染症への対応
- ・東京オリンピック・パラリンピック競技大会のレガシー
- ・その他社会状況への対応「人口減少・高齢化の進行」「DXなど急速な技術革新」「持続可能な社会や共生社会への移行」等
- ・運動部活動の地域移行（目標期間の緩和）

【東京都】（3つの政策目標）

1. スポーツを通じた健康長寿の達成
2. スポーツを通じた共生社会の実現
3. スポーツを通じた地域・経済の活性化 等

（２）アンケート・ヒアリング調査からみえてきたこと

- ・スポーツの無関心層は23.5%、関心層は20.5%
- ・運動やスポーツが好きなのは69.9%
- ・「健康維持・体力の向上のため」に運動やスポーツをする市民が32.1%と最も多い

- ・小学生で運動やスポーツが「好き」が85.8%、中高生が75.9%
- ・小学生の無関心層は12.0%、中高生の無関心層は26.8%
- ・「スポーツの楽しみ方やスポーツへの興味・関心がわくような指導ができる人」を求める中高生が70.5%
- ・学校の授業以外で運動やスポーツをしている場所は、小学生では「広場や公園」が49.3%と最も多く、中高生は「自宅」が35.0%と最も多い
- ・市民がこれからの子どもの運動地域活動に求めることは「子どもの体力が向上する環境の充実」が最も多く65.3%

- ・障害者スポーツをなんらかの方法で見た市民は52.1%、小学生は65.0%、中高生は39.5%
- ・障害者スポーツを「行っていない」団体が86.5%

- ・スポーツを支える活動に関心がある人は52.9%
- ・「総合型地域スポーツクラブ」について「知らない」市民が79.9%、小学生で72.4%、中高生で81.3%

- ・団体では、「連携・交流は特に必要ない」が39.7%、「連携・交流を行いたいと考えているが、できていない」が22.6%
- ・スポーツ活動の振興が「地域の人々との交流の促進」と考える人は49.5%

対応の方向性 検討事項（案）
<ul style="list-style-type: none"> ・関心のある市民が運動やスポーツを実施する場や機会の充実 ・運動やスポーツに関心のない市民への取組の考え方の整理
<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツの楽しさを知る機会の充実 ・スポーツを通じた心身の健康増進 ・地域におけるスポーツの場や機会に関する情報発信の強化
<ul style="list-style-type: none"> ・ICTを活用したスポーツの推進の考え方の整理 ・新たなスポーツの取組への対応
<ul style="list-style-type: none"> ・障害者スポーツへの関心喚起 ・障害の有無に関わらず、だれもがスポーツを楽しめる場や機会の充実
<ul style="list-style-type: none"> ・年齢があがるにつれて「好き」の割合が減少、無関心層が増加していることへの対応（いわゆる二極化への対応） ・指導者の育成・資質向上の取組 ・学校以外の、地域で運動やスポーツをする場や機会の充実
<ul style="list-style-type: none"> ・みるスポーツ・支えるスポーツへの関心喚起・行動変容 ・トップレベルのスポーツ団体・アスリートとの連携
<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツを通じた連携・協働、交流の意義についての普及啓発 ・スポーツを通じた地域づくりに関する取組の充実 ・スポーツの関係者間の連携促進

今後の検討課題（案）

基本目標（案）

基本方針